

## 八ッ場ダム茨城訴訟

### 東京高裁判決に対する抗議声明

- 1 本日、東京高等裁判所第10民事部(園尾隆司裁判長)は、八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人らの主張を退けた。
- 2 本件判決は、①判断枠組みとして、地方には国の判断に従う義務があり、国の判断に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外形上一見して看取できる違法ないし瑕疵がない限り、支出行為が違法と認めることはできないとしたうえで、②利水については茨城県企業局長の行った将来の水道需要予測及び利水計画からみて八ッ場ダムの利水上の必要がないとはいえない、③治水については、国の治水計画・検証結果からみて八ッ場ダムの治水効果が乏しいとはいえない、④貯水池周辺のダムサイトの脆弱性・危険性及び地滑り等の危険性についても、同じく国の主張を丸呑みにして、住民の疑問・不安を一顧だにせず、⑤環境問題に関しても一見明白な違法ないし瑕疵はない、として請求を棄却した。
- 3 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしがないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとし、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 4 本日の判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他県の住民訴訟の当事者の方たちとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、皆さまのご支援をお願いします。

2014年3月25日

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会控訴人団  
八ッ場ダムをストップさせる茨城の会弁護団